

## 介護甲子園 スポンサー会員契約書

「介護甲子園」を開催するにあたり、社団法人日本介護協会(以下、主催団体という)は、「介護から日本を元気にする、介護から日本を創る」の趣旨に賛同する協賛団体(企業)(以下、協賛団体という)と、以下の通り協賛(スポンサー)契約を締結する。

### 第1条(本大会の目的と趣旨)

本大会は、“介護から日本を元気にしたい”という趣旨のもとに開催され、介護業界の活性化を目的とする。

### 第2条(協賛)

協賛団体は、主催団体が開催する「介護甲子園」(以下、本大会という)に、協賛の口数を指定してスポンサーの申し込みをする。

協賛団体は、協賛口数に応じて、下記の名称が使用される。

協賛申し込み口数 60口以上ダイヤモンド会員

20口以上60口未満プラチナ会員

10口以上20口未満ゴールド会員

2口以上 10口未満シルバー会員

1口ブロンズ会員

なお、協賛申し込み口数は、1口5万円とする。

### 第3条(協賛団体のメリット等)

主催団体は、本大会において、希望する協賛団体に対して申し込み口数に応じて協賛団体が享受できるメリットを書面にて提供する。希望する協賛団体は、本大会名とロゴを使用した協賛団体の広告活動を行う事ができる。

このメリットの提供期間は、当該年度の本契約成立後から本大会開催当日までとする。

### 第4条(本大会の責任等)

主催団体は、本大会の企画等全てにつき裁量の自由を持つとともに、本大会実行と管理について責任を持つ。なお、本大会のトレードマークやロゴについての商標権、所有権はあくまで主催団体に帰属する。

### 第5条(ロゴの使用等)

希望する協賛団体は契約期間中、本大会の名前、ロゴを無償にて、その製品、マテリアルに使用する事ができる。但し、主催団体に対し、事前に連絡するものとする。

#### 第6条(大会商品等)

希望する協賛団体は、T シャツ、帽子、サンバイザー、キーホルダー、その他本大会に向けた商品に本大会「介護甲子園」の名称を無償にて使用し、配布もしくは販売することができる。  
但し、主催団体に対し、事前に承認をえるものとし、本大会を含む本契約期間に限るものとする。

#### 第7条(主催団体の大会運営)

主催団体は、本大会につき次の事項の実行を約束する。

1. 大会開催の全ての企画と運営に必要なスタッフと運営組織の編成
2. 主催団体として、大会ルール等の運営に関する事項の作成と周知
3. 本大会の「運営と審判」を行う組織の任命
4. 財務、収支計画と実行
5. 報道関係の対応
6. 希望する協賛団体のメリットの履行の確保に必要な事項
7. その他大会実行に必要な関連事項

#### 第8条(禁止事項)

主催団体は、大会の目的と趣旨から外れた運営や、協賛企業の利益を損なう行為および協賛企業のブランドを毀損するような行為等を行ってはならない。

#### 第9条(大会メディア使用权)

本大会中に作成された写真・ビデオその他のメディアについて希望する協賛団体は、本大会終了後もその宣伝活動の目的で使用することが出来ることとする。  
但し、主催団体に対し、事前に連絡するものとする。

#### 第10条(契約の期間と支払い)

協賛団体は、主催団体の指定する銀行口座に、下記協賛申し込み口数の金額を申し込み後1ヶ月以内に送金して支払うものとする。

協賛申し込み口数( )口、( )円

本契約の有効期間は、本大会開催当日までとする。

#### 第11条(不可抗力)

天災事変等その他の不測の事態により本大会が開催できなかった場合、もしくは開催途中で中

---

止した場合は、主催団体は協賛団体に対し、その責を負わないものとする。

第12条(協議)

本契約に定めなき事項については、双方円満に協議するものとする。

第13条(条項の改訂)

本契約および主催団体は事前の通告なしに全ての条項を改訂できるものとする。